

余マスの現状について

令和2年9月10日
農林水産省 政策統括官

「余マス」とは

- 「余マス」とは、米を出荷する際に、正味重量を超えて多めに袋詰めされた米のこと。
- 米は、保管中の乾燥による水分量の減少や農産物検査時の抽出などにより内容量が減少するため、正味重量を下回らないことを目的として、慣習的に余マスが入れられている。
- 余マスの量は、検査規格に定まっているものではなく、一般的に集出荷業者において定められているが、全国的に統一された基準はなく、集出荷業者によって異なっている状況。
- 規制改革推進会議第9回農林水産WG（令和2年4月21日開催）においては、生産者から、フレコン1袋（正味重量1,020kg）につき、「約7kg余分に入れることが求められているが、もっと少なくできるのではないか」との意見も出されたところ。

余マスの例

	皆掛重量	=	正味重量	+	風袋重量	+	余マス(注)	うち農産物検査時の抽出量
【紙袋】								
茨城県のあるJA	30.6kg	=	30kg	+	230g	+	370g	約25~30g
新潟県のあるJA	30.5kg以上	=	30kg	+	230g	+	270g以上	
山形県のある商系	30.5kg	=	30kg	+	280g	+	220g	
【フレコン】								
山形県のあるJA	1,092kg以上	=	1080kg	+	3.0kg	+	9.0kg以上	正味重量の1万分の1以上
千葉県のあるJA	1,030kg	=	1020kg	+	3.0kg	+	7.0kg	
茨城県のある法人	1,033kg以上	=	1020kg	+	3.0kg	+	10kg以上	

注：山形県のある商系を除き、風袋重量の記載がないため、紙袋：230g、フレコン：3.0kgと仮定して計算

➡ 余マスの量は、検査規格に定まっているものではない。また、統一的に定まっているものでもない。

(参考) 皆掛重量(余マス)の指定事例

○ JA①の例

① 適正水分での出荷を！

- ・玄米水分15.0%以下を目標に仕上げてください。

高水分米は、保管条件によってはカビの発生に結びつきます。また、極度の過乾燥米は、品質・食味の低下を招きます。適正水分での出荷をお願いします。

② もう一度、量目の確認を！

- ・適正な量目確保は、米の流通に欠かせません。紙袋は、[皆掛重量30.5^{kg}]で、フレコンは[正味重量1028^{kg}+フレコン重量]で出荷してください。
- ・調製から出荷まで日数があると量目変動する場合があります。出荷の際は、再度、量目の確認をお願いします。

○ JA②の例

実需者に求められる産地の確立には以下の取り組みが必要です。

- コンタミ(意図しない異種混入)問題への対応が必要です。
 - ・作業前や品種の切り替え時の農機清掃等を実施して下さい。
 - ・実需者は、産地におけるコンタミ防止に最大限の取組みを要望しています。
- 適正水分で出荷して下さい。(適正水分14~15%)
 - ・高水分米は、適正水分の米穀と比較して保管性が劣り、カビ等が発生しやすいため、実需者から敬遠されております。
- 適正量目で出荷して下さい。(皆掛重量30.6kg)
 - ・量目も品質の一部と考えて下さい。
- 『栽培履歴』の記帳は、“すべてのお米”で実施して下さい。
 - ・「安全・安心」の基礎であり、生産工程を証明する大切なものです。

○ JA③の例

<乾燥作業の注意点>

- ① 品種が変わるごとに、コンバイン、乾燥・調製施設の清掃をしっかりと行う。(異品種混入防止)
- ② 水分計(乾燥機の自動水分計も含む)は事前に調整・点検を行う。
- ③ 収穫した生籾を長時間放置せず、直ちに乾燥機に入れる。(ヤケ米防止)
- ④ はり込み後1~2時間の送風を行い、引き続き本乾燥を行う。(胴割粒防止)
- ⑤ 急激な乾燥や高温乾燥は行わない。(胴割粒防止)
- ⑥ 水分過多・過乾燥に注意し、水分は14.5~15.0%目標に仕上げる。
※もち米については、全てハゼるよう二段乾燥を行いましょう。

<籾摺り・選別・計量>

- ① 皆掛重量 紙袋(30.5kg以上) フレコン(1,092kg以上)の量目不足にならないよう注意する。
 - ・近年、皆掛け重量の量目不足のものが見受けられますので、注意してください。
 - ・自動計量器の点検を必ず行ってください。
- ② 肌ズレ米の防止に努める。
 - ・籾摺り機のロールの間隔調整は適正に行ってください。
 - ・乾燥後一昼夜置いて穀温が常温に戻ってから籾摺りを開始します。
- ③ 整粒歩合80%以上にするため、適正網目を使用する。
 - ・未熟米を除くため、ライスグレーダーの網目は稈米・糯米ではL~LLサイズ(1.85~1.90mm)を使用してください。
 - ・適正な流量で選別してください。

○ JA④の例

乾燥作業が終わると籾すりや袋詰め作業に移ります。米袋にも記載してありますが、1袋の皆掛重量は30.5^{kg}と決められています。この重量は米検査の規格であり、必ずこの重量を確保しなくてはなりません。しかし、米検査までに晴天が続くと玄米水分が低くなり、重量も少なくなることがあります。正樹さんは「米検査時には、確実に皆掛重量を30.5^{kg}にするため、30.5^{kg}以上にしている。玄米が若干乾いても、この重量は確保できるのでは」と話していました。

＜農産物検査に関する生産現場からの意見書＞（抜粋）



検査の場合、検体用に玄米**余分に計量包装**します。

皆掛重量 = 正味重量 + 風袋重量 (検査用入目量)



検査紙袋

30.5kg = 30.270kg + 230g → **270gの余分**



フレコン

1,030kg = 1,027kg + 3kg → **7kgの余分**

検査によって

弊社の場合年間**4.2トン**の玄米が消えています。

JAで検査した場合**6.6トン**の玄米が消える事となります。

(参考) 農産物検査関係法令において定められている重量に関する事項

- 玄米の検査証明は、その種類及び銘柄並びに品位についての検査のほか、玄米の取引が売買当事者の契約の下で、様々な包装形態により行われることを踏まえ、取引の円滑化や検査手続の効率化を考慮し、実際の取引に即した荷造り・包装・量目についても確認・証明を実施。
- 量目についての検査においては、包装されているものについてのみ規格を定め、
 - ① その包装ごとの規格に適合するとして検査請求があったものにあつては、当該規格に適合しているかどうか
 - ② それ以外のものにあつては、検査請求書に記載された重量があるかどうかについて、確認・証明を行っている。
- 種類及び銘柄並びに品位についての検査においては、検査時の抽出について、
 - ① 包装されているものにあつては、特段の規定は設けられていない。検査に必要な最低限の量を抽出する。
 - ② 包装されていないものにあつては、検査荷口の大きさに応じ、検査に必要な最低限の量を抽出するため、検査荷口の重量の1万分の1以上の量とする規定が設けられている。なお、主にフレコン等で出荷される大規模乾燥調製施設においては、フレコン等に詰める前にオートサンプラーにより検査用試料を抽出している。
- 抽出された検査用試料の取扱いは登録検査機関の業務規程等において別途定められている。

量目の検査



検査試料の抽出



(参考) 農産物検査関係法令において定められている重量に関する事項

<量目についての検査>

量目(正味重量)	包装されているものについて、紙袋詰めの場合は30kg又は20kg 等	農産物規格規程 第1の2(3)イ
風袋重量	包装されているものについて、第1種紙袋の場合は230g±10g 等	農産物規格規程 第1の2(3)ロ

<種類及び銘柄並びに品位についての検査>

検査時の抽出量	包装されていないものについて、検査荷口重量の1万分の1以上の量	標準抽出方法 第1の2
品位についての 検査時の水分	各等級とも、最高限度15.0%	農産物検査規格 第1の2(3)ハ(イ)

<抽出された検査用試料の取扱い>

- ・ **A農協の例：農産物検査業務規程(抄)**
第22条 本組合(A農協)は、検査請求者に対して、検査試料の無償提供、農産物検査を行うために必要な農産物の積替え、運搬、開装又は改装に要する費用を要求するものとする。
- ・ **B農協の例：出荷契約書(抄)**
3 農産物検査および出荷に関する事項
(4) 甲(生産者)は、農産物検査、安全安心検査等にかかる試料について乙(B農協)に無償提供することを承諾するものとします。